

用語解説

【ア行】

エコ農業とちぎ

化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の低減に配慮した農業に、「地球温暖化防止」「生物多様性の維持・向上」「安全・安心・信頼性の確保」を加えた総合的な取組。

【カ行】

皆伐

主伐（伐期に達した林木を収穫するための伐採で更新を伴うもの）の一つで、一定の区域の森林の立木をまとめて伐採し収穫する作業。資源の価値を高め、効率的な作業と併せて利用率も高めることができる。

外来種

人間の活動により、動植物が移動し、それまで生息・生育していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。在来種の対義語。

【サ行】

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

里山林

集落周辺に位置し、薪炭利用、落ち葉の肥料利用、山菜・キノコ採りなど、古くから地域住民の生活と密接に結びついていた森林のこと。

植生的には、本県ではクヌギ、コナラなどの落葉広葉樹やアカマツを主体とした二次林が多い。

里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域によって独自の景観を形成する。

自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護法の改正（平成27年5月施行）により創設された制度で、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業。

生物多様性アドバイザー

県民の生物多様性への理解を深め、生物多様性のために自ら行動する人づくりを進めるため、自然観察会や鳥獣管理、県民や企業が行う生物多様性保全活動などへの助言を行う人材として養成・登録していく。平成25年度末で180人が登録されている。

【夕行】

鳥獣管理士

一般社団法人鳥獣管理技術協会が認定する資格で、農林業被害や生態系被害など、人と野生鳥獣の軋轢に関する地域課題の解決を担う人材の、技術的能力を認証している。

とちぎの元気な森づくり県民税

生物多様性の保全のほか、県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化の防止など、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次の世代に引き継ぐため、平成 20 年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」事業がスタートした。荒廃した奥山林や里山林の整備を行う「元気な森づくり」と森林の大切さの理解促進などを行う「森を育む人づくり」に取り組んでいる。

【ナ行】

認定鳥獣捕獲等事業者

鳥獣保護法の改正（平成 27 年 5 月施行）により創設された制度で、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能・知識を備えた従事者を有すること等について、都道府県知事の認定を受けた事業者（法人）。

農業農村整備事業

農業農村整備事業とは、農業生産の基礎となる農地、農業用排水路、農道等の整備や、より良い農村生活環境を整備するための農業集落排水施設整備等を行うもの。

（参考）生態系配慮型工法

水路に生息する魚類等の移動を阻害しないよう水路内の落差解消や、多様な流れを生み出すための深みや拡幅箇所等の創出など生態系に配慮した工事方法。

【ハ行】

ふゆみずたんぼ

稲刈り後に田んぼに水を張って代かきをし、春まで水を貯め続ける農法。稲の切り株やワラなどが水中で分解され微生物や藻が発生し、それを餌とするイトミミズやユスリカのほか、さまざまな生き物の生息を促進させることができる。生物活動の副産物である有機物からは抑草効果と肥料効果が期待できる「トロトロ層」を得ることができ、農薬や化学肥料に頼ることなく、環境に負荷をかけない安全・安心な米を育てている。

【マ行】

ミヤコタナゴ

体長 4～5 cm のコイ科の魚。生息地は本県と千葉県の一部に限られる。小川や用水路等に生息し、マツカサガイ等の二枚貝に産卵して繁殖する。繁殖には二枚貝を要するため、二枚貝が生息するための環境やホトケドジョウ等の他の生き物の生息が必要不可欠である。国の天然記念物に指定されている。

【ラ行】

ラムサールふゆみずたんぼ米

小山市内のふゆみずたんぼで、農薬や化学肥料に頼らず栽培された安全・安心なお米。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。レッドリストは、レッドデータブック（絶滅のおそれのある野生生物の個々の種の生育状況をまとめたもの）の基礎となるもので、これ自体が法的規制等の強制力を伴うものではなく、絶滅のおそれのある野生生物に関する理解を広めることを目的としている。国（環境省）及び地方公共団体が作成している。